

議案第102号

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第105号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特区事業法人に対する法人の市民税法人税割の課税の特例） 第13条　〔略〕 〔2　略〕 3　特区事業法人が第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたときは、認定特区事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から5年を超え10年以内に終了する各事業年度（事業年度の途中で第11条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度を除く。）の法人の市民税法人税割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る法人の市民税法人税割については、この条例の適用がないものとした場合における当該事業年度に係る法人の市民税法人税割額（法第321条の8第36項から第38項まで、 <u>第42項</u> （ <u>第47項</u> 又は <u>第48項</u> において準用する場合を含む。）、 <u>第49項</u> 若	（特区事業法人に対する法人の市民税法人税割の課税の特例） 第13条　〔同左〕 〔2　同左〕 3　特区事業法人が第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたときは、認定特区事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から5年を超え10年以内に終了する各事業年度（事業年度の途中で第11条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度を除く。）の法人の市民税法人税割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る法人の市民税法人税割については、この条例の適用がないものとした場合における当該事業年度に係る法人の市民税法人税割額（法第321条の8第36項から第38項まで、 <u>第41項</u> （ <u>第45項</u> 又は <u>第46項</u> において準用する場合を含む。）、 <u>第47項</u> 若

しくは<u>第50項の規定</u>若しくは法附則第8条の2の2第4項の規定による<u>控除又は法第321条の8第43項の規定による加算を行う</u>前の額とする。以下この項において「市民税法人税割額」という。)から、当該市民税法人税割額に当該事業年度の前事業年度における法人市民税法人税割認定特区事業割合を乗じて得た額の2分の1に相当する額を控除する。 (市民税の課税の特例に係る適用除外) 第14条 特区事業法人が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に定める事業年度に係る法人の市民税均等割及び法人税割について、前2条の規定は、適用しない。 [(1)・(2) 略] (3) 申告期限前3年以内に、法人税法第135条第1項、第2項若しくは第5項の規定の適用を受けている場合又は<u>法第321条の8第49項の規定の適用を受けている場合</u> 当該申告期限に係る事業年度 [(4)・(5) 略]	しくは<u>第48項の規定</u>又は法附則第8条の2の2第4項の規定による<u>控除前</u>の額とする。以下この項において「市民税法人税割額」という。)から、当該市民税法人税割額に当該事業年度の前事業年度における法人市民税法人税割認定特区事業割合を乗じて得た額の2分の1に相当する額を控除する。 (市民税の課税の特例に係る適用除外) 第14条 [同左] [(1)・(2) 同左] (3) 申告期限前3年以内に、法人税法第135条第1項、第2項若しくは第5項の規定の適用を受けている場合又は<u>法第321条の8第47項の規定の適用を受けている場合</u> 当該申告期限に係る事業年度 [(4)・(5) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年5月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

特区事業法人に対する法人の市民税法人税割の課税の特例を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。